

神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会

監査規則

(目的)

第1条 この規則は、神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会（以下、連合会という）の定款に基づき、監事の監査に関する規則を定める。

(監査の役割)

第2条 監事は理事会の執行権に対する「もうひとつの権力」として存在し、定款、法令、規則規定類等に基づいて、総会決定を執行する理事会の諸活動を点検し、民主的な運営と活動目的の達成、会員が不利益を被らないために監査を行う。また会員 W. Co の事業・運動発展に寄与する。

監事監査が連合会の活動の維持発展に果たす役割は以下の通りとする。

- (1) 会員 W. Co の自主的・自発的参加による連合会の民主的運営について監査する。
- (2) 連合会の定款に基づく W. Co 運動・事業活動の発展について監査する。
- (3) ワーカーズ・コレクティブ連合会の事業活動および会計が、活動方針、法令及び諸規則規定類に基づき健全かつ公正に実施管理されているか点検し調整する。

(監査の種類)

第3条 監査の種類は会計監査及び業務監査とする。

(監事会)

第4条 監事は監査業務を有効に実施するために、監事会を開催する。

2. 監事会において個々の監事の独立性は互いに尊重する。

(監事)

第5条 監事は若干名とし、総会で決定する。

- 2) 監事は理事会に従属されない独立した機関である。監事は自らの意見においてのみ責任を負う。

(監査方法)

第6条 監査は原則として年2回実施する。但し、必要に応じて監事は監査を請求できる。

2. 監事は監査日程及び内容等について事前に代表者に通知する。
3. 監事は監査報告書を作成し、代表者に提出するとともに、総会に提出する。

(付則)

第7条 本規則の改定及び廃止は監事が行い、総会の承認を受けるものとする。

本規則は2012年5月25日より発効する。